

建設工事における最低制限価格・低入札価格調査基準額の算出方法について

最低制限価格（税抜き）・低入札価格調査基準額（税抜き）の算出方法

（平成21年6月1日以降実施分）

- | | |
|----------|-----|
| 1) 直接工事費 | 95% |
| 2) 共通仮設費 | 90% |
| 3) 現場管理費 | 70% |
| 4) 一般管理費 | 30% |

※設計額の70%から90%の間で設定

低入札価格調査における自動失格基準額（税抜き）の算出方法

（平成21年7月15日以降実施分）

設計額の

直接工事費90%、共通仮設費90%、現場管理費70%、一般管理費30%の
いずれかを下回った時（1円未満切り上げ）

または入札額が、それぞれ算出額の合計を下回ったとき。

（1円未満切り上げをした算出額の合計）

最低制限価格・低入札価格調査基準額の算出について

①最低制限価格・低入札価格調査基準額の決定範囲について

最低制限価格・低入札価格調査基準額は予定価格（税抜き）の10分の7を下らず、10分の9を超えない範囲内で決定されます。

②最低制限価格・低入札価格調査基準額の算出式

直接工事費95%+共通仮設費90%+現場管理費70%+一般管理費30%で、得た額で1000分の1位以下に端数がある場合は、それを切り捨てた金額となります。

ex.) 算出額 27,992,528円 → 最低制限価格 27,900,000円

但し、上記①の範囲での決定となるため、

i) 算出された金額が予定価格（税抜き）の10分の9を超える場合は

予定価格（税抜き）に10分の9を乗じて得た額の1000分の1位以下を切捨てた額が最低制限価格・低入札価格調査基準額となります。

ex.) 予定価格（税抜き） 28,800,000円 $\times 0.9 = 25,920,000$ 円
→ 最低制限価格 25,900,000円

ii) 算出された金額が予定価格（税抜き）の10分の7を下る場合は

予定価格（税抜き）に10分の7を乗じて得た額の1000分の1位以下に端数がある場合は1000分の1位を切捨て後、1000分の1位に1を加えた額が最低制限価格・低入札価格調査基準額となります。（1000分の1位以下に端数が無い場合はその金額）

ex.) ①

予定価格（税抜き） 35,200,000円 $\times 7 / 10 = 24,640,000$ 円
→ 24,600,000円 + 100,000円
最低制限価格 24,700,000円
(40,000円を切捨て後、100,000円加算)

ex.) ②

予定価格（税抜き） 30,000,000円 $\times 7 / 10 = 21,000,000$ 円
→ 最低制限価格 21,000,000円（切捨て無し）

以 上

低入札価格調査の自動失格基準の具体的内容な計算方法について

(2009年7月15日以降公表または新規の指名分から適用)

項目	設計図書計上額	率	計算額	自動失格基準
直接工事費	1,234,567	90%	1,111,110.30	1,111,111
共通仮設費	345,678	90%	311,110.20	311,111
現場管理費	567,890	70%	397,523.00	397,523
一般管理費	78,901	30%	23,670.30	23,671

※失格基準で各項目円未満切り上げた額を基準額とする。

それぞれ、1項目でも基準額未満であれば自動失格です。

または入札額が、それぞれ算出額の合計を下回ったとき。

項目	計算額の合計	自動失格基準額の合計
入札額	1,843,413.80	1,843,416

4つの項目を小数点2位まで求めた額の合計額は 1,843,413.80(切り上げて 1,843,414)となります。しかしこの場合の基準は、それぞれ計算した自動失格基準の合計額なので、

1,843,416が失格基準額となります。

入札額(税抜き)がこの額未満であれば、自動失格となります。